

令03原機(ふ)213  
令和3年9月3日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
理事長 児玉 敏雄  
(公印省略)

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
新型転換炉原型炉施設  
原子炉施設保安規定の変更認可申請について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定について、別紙のとおり変更認可を申請いたします。

## 1. 変更内容

昭和52年11月25日付け52安(原規)第343号をもって認可を受け、別添-1のとおり変更認可を受けた国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定を、別添-2の国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定改正前後比較表の改正後欄のとおり変更する。

## 2. 変更理由

- (1) セメント混練固化装置について、廃止措置計画の変更の認可を申請し、詳細な仕様を明確にしたことから、第5章設備維持管理第2節施設管理に係る別表第4の廃止措置計画に基づく性能維持施設に反映する。
- (2) 原子炉補機冷却系について、廃止措置計画の変更の認可を申請し、代替冷却に関する事項を追記したことから、第5章設備維持管理第2節施設管理に係る別表第4の廃止措置計画に基づく性能維持施設に反映する。
- (3) 圧縮空気系設備について、廃止措置計画の変更の認可を申請し、ユニット型の設備を追記したことから、第5章設備維持管理第2節施設管理に係る別表第4の廃止措置計画に基づく性能維持施設に反映する。
- (4) 第7章廃棄物管理第31条の2第2号に記載した規則が廃止され、令和2年8月13日より新規則が施行されたことに伴い、規則名称を変更する。
- (5) 第8章放射線管理第4節線量当量率等の測定に係る別表第3第49条に定める安全管理課長が点検を実施する放射線計測器について、熱ルミネセンス線量計測定装置の生産終了に伴い、代替品へ変更する。
- (6) その他、表現の見直しを行う。

## 3. 施行期日

この規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日から施行する。

以上

認可日	認可番号
昭和52年11月25日	52安(原規)第343号
昭和54年3月17日	54安(原規)第31号
昭和55年5月14日	54安(原規)第204号
昭和56年10月1日	56安(原規)第188号
昭和58年1月5日	57安(原規)第249号
昭和58年7月13日	58安(原規)第120号
昭和59年8月2日	59安(原規)第151号
昭和60年4月1日	60安(原規)第34号
昭和60年8月5日	60安(原規)第93号
昭和60年11月9日	60安(原規)第127号
昭和61年4月17日	61安(原規)第64号
昭和62年2月20日	62安(原規)第10号
昭和62年5月15日	62安(原規)第89号
平成元年3月31日	元安(原規)第112号
平成元年9月8日	元安(原規)第475号
平成2年5月29日	2安(原規)第291号
平成3年3月15日	3安(原規)第12号
平成4年3月30日	4安(原規)第80号
平成5年4月20日	5安(原規)第65号
平成8年7月12日	8安(原規)第279号
平成9年7月11日	9安(原規)第145号
平成10年9月29日	10安(原規)第216号
平成12年12月28日	12安(原規)第173号
平成13年3月30日	平成13・03・05原第8号
平成14年1月11日	平成13・12・26原第12号
平成15年3月28日	平成15・03・20原第8号
平成15年5月22日	平成15・05・13原第17号
平成15年9月30日	平成15・09・19原第19号
平成16年6月10日	平成15・12・24原第33号
平成17年9月28日	平成17・09・09原第6号
平成19年12月13日	平成19・09・28原第17号
平成19年12月13日	平成19・11・30原第14号
平成20年2月12日	平成19・12・28原第3号
平成21年1月16日	平成20・11・26原第5号
平成23年1月31日	平成22・12・14原第9号
平成23年5月6日	平成23・04・08原第6号
平成24年8月30日	20120810原第25号
平成25年12月10日	原管廢発第1312063号
平成26年4月11日	原規規発第1404111号
平成26年5月30日	原規規発第1405291号
平成26年9月26日	原規規発第1409264号
平成28年3月31日	原規規発第16033115号
平成28年4月25日	原規規発第1604255号
平成30年3月28日	原規規発第18032610号
平成30年5月10日	原規規発第1805107号
平成30年10月3日	原規規発第1810031号
令和元年7月22日	原規規発第1907224号
令和3年1月6日	原規規発第2101064号

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構新型転換炉原型炉施設

原子炉施設保安規定 改正前後比較表

(改正箇所のみ記載)

改正前	改正後	備 考
<p style="text-align: center;">                     新型転換炉原型炉施設                      原子炉施設保安規定                 </p> <p style="text-align: center;"> <u>令和3年2月</u> </p> <p style="text-align: center;">                     国立研究開発法人日本原子力研究開発機構                      敦賀廃止措置実証部門                      新型転換炉原型炉ふげん                 </p>	<p style="text-align: center;">                     新型転換炉原型炉施設                      原子炉施設保安規定                 </p> <p style="text-align: center;"> <u>令和 年 月</u> </p> <p style="text-align: center;">                     国立研究開発法人日本原子力研究開発機構                      敦賀廃止措置実証部門                      新型転換炉原型炉ふげん                 </p>	<p style="text-align: center;">                     ・日付の修正                 </p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備 考
<p style="text-align: center;">第2章 品質マネジメントシステム</p> <p>(品質マネジメントシステム)</p> <p>第5条 原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するため、設置許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. 目的</p> <p>本品質マネジメント計画は、原子炉施設における保安活動に関して、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号）に従って、原子炉施設の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>本品質マネジメント計画は、原子炉施設において実施する保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義</p> <p>本品質マネジメント計画における用語の定義は、次の事項を除き、<u>原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則及び原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈並びにJIS Q 9000：2015品質マネジメントシステム—基本及び用語に従うものとする。</u></p> <p>(1) 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び契約部長をいう。</p> <p>(2) 「部門長」とは、敦賀廃止措置実証部門長をいう。</p> <p>(3) 「実証本部長」とは、敦賀廃止措置実証本部長をいう。</p> <p>(4) 「室部長」とは、廃止措置推進室長、安全・品質保証室長及び事業管理部長をいう。</p> <p>(5) 「所長」とは、ふげん所長をいう。</p> <p>4.～8. (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 品質マネジメントシステム</p> <p>(品質マネジメントシステム)</p> <p>第5条 原子炉施設に関する保安活動を適切に実施するため、設置許可を受けた品質管理計画に基づき、次のとおり品質マネジメント計画を定める。</p> <p>1. 目的</p> <p>本品質マネジメント計画は、原子炉施設における保安活動に関して、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第2号。<u>以下「品質管理基準規則」という。</u>）に従って、原子炉施設の安全の確保・維持・向上を図るための保安活動に係る品質マネジメントシステムを構築し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲</p> <p>本品質マネジメント計画は、原子炉施設において実施する保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義</p> <p>本品質マネジメント計画における用語の定義は、次の事項を除き、<u>品質管理基準規則及び品質管理基準規則の解釈並びにJIS Q 9000：2015品質マネジメントシステム—基本及び用語に従うものとする。</u></p> <p>(1) 機構の本部組織（以下「本部」という。）は、統括監査の職、安全・核セキュリティ統括部長及び契約部長をいう。</p> <p>(2) 「部門長」とは、敦賀廃止措置実証部門長をいう。</p> <p>(3) 「実証本部長」とは、敦賀廃止措置実証本部長をいう。</p> <p>(4) 「室部長」とは、廃止措置推進室長、安全・品質保証室長及び事業管理部長をいう。</p> <p>(5) 「所長」とは、ふげん所長をいう。</p> <p>4.～8. (変更なし)</p>	<p>・略称を追記する。</p> <p>・上記理由により、略称に変更する。</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備 考
<p style="text-align: center;">第3章 保安管理体制</p> <p style="text-align: center;">第1節 (省略)</p> <p>第2節 中央安全審査・品質保証委員会及び敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議 並びにふげん安全・品質保証推進会議</p> <p>(中央安全審査・品質保証委員会)</p> <p>第8条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を置く。</p> <p>2 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問に応じ、原子炉施設の保安に関する次の各号に掲げる基本的重要事項を審議する。</p> <p>(1) 施設の設置、運転、廃止措置等に伴う安全に関する基本事項</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 原子炉設置許可の変更に関する重要事項</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ 原子炉等規制法第43条の3の34に基づき認可を受けた廃止措置計画（以下「廃止措置計画」という。）の変更に関する重要事項</p> <p>(2) 事故又は非常事態の重大事項（研究開発段階炉規則第129条に定める事象）</p> <p>(3) 品質保証活動の基本事項</p> <p>(4) その他、理事長の諮問する事項</p> <p>3 中央安全審査・品質保証委員会は、安全担当理事を委員長とし、理事長が指名した委員をもって構成する。</p> <p>4 委員長は、審議結果を理事長に答申する。</p> <p>5 理事長は、審議結果を尊重する。</p> <p>第8条の2～第12条 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第3章 保安管理体制</p> <p style="text-align: center;">第1節 (変更なし)</p> <p>第2節 中央安全審査・品質保証委員会及び敦賀廃止措置実証部門安全・品質保証推進会議 並びにふげん安全・品質保証推進会議</p> <p>(中央安全審査・品質保証委員会)</p> <p>第8条 機構に中央安全審査・品質保証委員会を置く。</p> <p>2 中央安全審査・品質保証委員会は、理事長の諮問に応じ、原子炉施設の保安に関する次の各号に掲げる基本的重要事項を審議する。</p> <p>(1) 施設の設置、運転、廃止措置等に伴う安全に関する基本事項</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 原子炉設置許可の変更に関する重要事項</p> <p style="padding-left: 20px;">ロ 原子炉等規制法第43条の3の34に基づき認可を受けた廃止措置計画（以下「廃止措置計画」という。）の変更に関する重要事項</p> <p>(2) 事故又は非常事態の重大事項（<u>研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則</u>（以下「<u>研究開発段階炉規則</u>」という。）第129条に定める事象）</p> <p>(3) 品質保証活動の基本事項</p> <p>(4) その他、理事長の諮問する事項</p> <p>3 中央安全審査・品質保証委員会は、安全担当理事を委員長とし、理事長が指名した委員をもって構成する。</p> <p>4 委員長は、審議結果を理事長に答申する。</p> <p>5 理事長は、審議結果を尊重する。</p> <p>第8条の2～第12条 (変更なし)</p>	<p>・法令の正式名称を追記する。</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備 考
<p>第5章 設備維持管理</p> <p>第1節 (省略)</p> <p>第2節 施設管理</p> <p>(施設管理計画)</p> <p>第23条 廃止措置計画の認可において、「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」を含む要求事項への適合性を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、その性能を維持すべきものとされる原子炉施設に対して、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>1.～12. (省略)</p> <p>第23条の2 (省略)</p> <p>(設計管理)</p> <p>第23条の3 関係課長は、性能維持施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2 関係課長は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第5条7.3(設計・開発)に従って実施する。</p> <p>(1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能又は性能に関する要求事項</p> <p>(2) 「<u>研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則</u>」の規定及び設置変更許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>3 前項における設計には、第23条の4に定める作業管理及び第23条の5に定める定期事業者検査の実施を考慮する。</p> <p>第23条の4～第23条の5 (省略)</p>	<p>第5章 設備維持管理</p> <p>第1節 (変更なし)</p> <p>第2節 施設管理</p> <p>(施設管理計画)</p> <p>第23条 廃止措置計画の認可において、「研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(以下「<u>研開炉技術基準規則</u>」という。)を含む要求事項への適合性を維持し、原子炉施設の安全を確保するため、その性能を維持すべきものとされる原子炉施設に対して、以下の施設管理計画を定める。</p> <p>1.～12. (変更なし)</p> <p>第23条の2 (変更なし)</p> <p>(設計管理)</p> <p>第23条の3 関係課長は、性能維持施設の工事を行う場合、新たな設計又は過去に実施した設計結果の変更に該当するかどうかを判断する。</p> <p>2 関係課長は、第1項において該当すると判断した場合、次の各号に掲げる要求事項を満たす設計を第5条7.3(設計・開発)に従って実施する。</p> <p>(1) 保全の結果の反映及び既設設備への影響の考慮を含む、機能又は性能に関する要求事項</p> <p>(2) <u>研開炉技術基準規則</u>の規定及び設置変更許可申請書の記載事項を含む、適用される法令・規制要求事項</p> <p>(3) 適用可能な場合には、以前の類似した設計から得られた情報</p> <p>(4) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項</p> <p>3 前項における設計には、第23条の4に定める作業管理及び第23条の5に定める定期事業者検査の実施を考慮する。</p> <p>第23条の4～第23条の5 (変更なし)</p>	<p>・略称を追記する。</p> <p>・略称に変更する。</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備考
<p style="text-align: center;">第7章 廃棄物管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第2節 固体状物質の管理</p> <p>第29条～第31条 (省略)</p> <p>(放射能濃度確認対象物及び放射能濃度の確認を受けた物の管理)</p> <p>第31条の2 施設管理課長は、原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた方法に基づく測定及び評価を実施する「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」(以下「放射能濃度確認対象物」という。)について、次の各号に掲げる事項を実施する。</p> <p>(1) 原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に従い、放射能濃度確認対象物以外の異物の混入及び放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じ、放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価を行う。</p> <p>(2) 前号の測定及び評価の結果、「<u>製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則</u>」(以下「放射能濃度確認規則」という。)に定める放射能濃度の基準を満たす場合は、基準を満たした放射能濃度確認対象物以外の異物の混入を防止する措置及び放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じて管理区域外の所定の保管場所に保管する。</p> <p>(3) 第1号の測定及び評価の結果、放射能濃度確認規則に定める放射能濃度の基準を満たさない場合は、除染等を行い、再度第1号に基づく測定及び評価を行う。又は、第29条第1項第6号(ただし書を除く。)に基づき管理する。</p> <p>2 施設管理課長は、前条及び前項により保管した場合には、その保管状況を確認するため、1週間に1回以上巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>3 施設管理課長は、原子炉等規制法第61条の2第1項の規定に基づき放射能濃度の確認を受けた物について、同法第61条の2第3項に基づきふげんから搬出する。搬出するまでの間、追加的な汚染のない管理区域の外側にある構内の所定の保管場所で保管する。</p> <p>4 品質保証課長は、別表第11(31)から(36)までの記録を作成し、保存する。</p> <p>5 施設管理課長は、別表第11(37)から(39)まで並びに(41)及び(42)の記録を作成し、保存する。</p> <p>6 安全管理課長は、別表第11(40)の記録を作成し、保存する。</p> <p>第32条～第32条の2 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第3節～第5節 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 廃棄物管理</p> <p style="text-align: center;">第1節 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第2節 固体状物質の管理</p> <p>第29条～第31条 (変更なし)</p> <p>(放射能濃度確認対象物及び放射能濃度の確認を受けた物の管理)</p> <p>第31条の2 施設管理課長は、原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた方法に基づく測定及び評価を実施する「放射性物質として扱う必要のないものと推定されるもの」(以下「放射能濃度確認対象物」という。)について、次の各号に掲げる事項を実施する。</p> <p>(1) 原子炉等規制法第61条の2第2項の規定に基づき認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に従い、放射能濃度確認対象物以外の異物の混入及び放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じ、放射能濃度確認対象物の放射能濃度の測定及び評価を行う。</p> <p>(2) 前号の測定及び評価の結果、「<u>工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度が放射線による障害の防止のための措置を必要としないものであること</u>の確認等に関する規則」(以下「放射能濃度確認規則」という。)に定める放射能濃度の基準を満たす場合は、基準を満たした放射能濃度確認対象物以外の異物の混入を防止する措置及び放射性物質による追加的な汚染を防止する措置を講じて管理区域外の所定の保管場所に保管する。</p> <p>(3) 第1号の測定及び評価の結果、放射能濃度確認規則に定める放射能濃度の基準を満たさない場合は、除染等を行い、再度第1号に基づく測定及び評価を行う。又は、第29条第1項第6号(ただし書を除く。)に基づき管理する。</p> <p>2 施設管理課長は、前条及び前項により保管した場合には、その保管状況を確認するため、1週間に1回以上巡視するとともに、3ヶ月に1回保管量を確認する。</p> <p>3 施設管理課長は、原子炉等規制法第61条の2第1項の規定に基づき放射能濃度の確認を受けた物について、同法第61条の2第3項に基づきふげんから搬出する。搬出するまでの間、追加的な汚染のない管理区域の外側にある構内の所定の保管場所で保管する。</p> <p>4 品質保証課長は、別表第11(31)から(36)までの記録を作成し、保存する。</p> <p>5 施設管理課長は、別表第11(37)から(39)まで並びに(41)及び(42)の記録を作成し、保存する。</p> <p>6 安全管理課長は、別表第11(40)の記録を作成し、保存する。</p> <p>第32条～第32条の2 (変更なし)</p> <p style="text-align: center;">第3節～第5節 (変更なし)</p>	<p>・規則名称変更に伴い変更する。</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備考																										
<p style="text-align: center;">第9章 非常時の措置</p> <p style="text-align: center;">第1節 事前対策</p> <p>第54条～第56条（省略）</p> <p>（緊急作業従事者の選定）</p> <p>第56条の2 施設保安課長は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する所員等の放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者に限る。）から、緊急作業に従事させるための要員（以下「緊急作業従事者」という。）を選定し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 次の表に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、理事長に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 次の表に定める緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業従事者については、原子力災害対策特別措置法第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <table border="1" data-bbox="157 1020 1249 1371"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>項目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急作業についての教育</td> <td>緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>1時間以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急作業についての訓練</td> <td>緊急作業の方法</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*1*2</td> <td>3時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：第59条第1項又は第64条の2に定める訓練のうち、緊急作業で使用する施設及び設備の取扱いに関する訓練と兼ねることができる。</p> <p>*2：緊急作業で使用する施設及び設備を取り扱う者を対象とする。</p> <p>第57条～第59条（省略）</p> <p style="text-align: center;">第2節 初期活動</p> <p>（通報）</p> <p>第60条 原子炉施設に異常が発生したこと又は発生のおそれがあることを発見した者は、直ちに施設管理課長に通報する。</p> <p>2 施設管理課長は、次の各号の場合、直ちに所長、保安主任者、各部長、施設保安課長、安全管理課長及び設備保全課長に通報する。</p> <p>(1) 原子炉施設に異常が発生し、その状況が非常事態であり、又は非常事態に発展するおそ</p>	分類	項目	時間	緊急作業についての教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）	3時間以上	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上	緊急作業についての訓練	緊急作業の方法	3時間以上	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*1*2	3時間以上	<p style="text-align: center;">第9章 非常時の措置</p> <p style="text-align: center;">第1節 事前対策</p> <p>第54条～第56条（変更なし）</p> <p>（緊急作業従事者の選定）</p> <p>第56条の2 施設保安課長は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する所員等の放射線業務従事者（女子については、妊娠不能と診断された者に限る。）から、緊急作業に従事させるための要員（以下「緊急作業従事者」という。）を選定し、各部長及び保安主任者の確認を受け、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 次の表に定める緊急作業についての教育を受けた上で、緊急作業に従事する意思がある旨を、理事長に書面で申し出た者であること。</p> <p>(2) 次の表に定める緊急作業についての訓練を受けた者であること。</p> <p>(3) 実効線量について250mSvを線量限度とする緊急作業従事者については、原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第8条第3項に規定する原子力防災要員、同法第9条第1項に規定する原子力防災管理者又は同法同条第3項に規定する副原子力防災管理者であること。</p> <table border="1" data-bbox="1353 1020 2445 1371"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>項目</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">緊急作業についての教育</td> <td>緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識</td> <td>1時間以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急作業についての訓練</td> <td>緊急作業の方法</td> <td>3時間以上</td> </tr> <tr> <td>緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*1*2</td> <td>3時間以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1：第59条第1項又は第64条の2に定める訓練のうち、緊急作業で使用する施設及び設備の取扱いに関する訓練と兼ねることができる。</p> <p>*2：緊急作業で使用する施設及び設備を取り扱う者を対象とする。</p> <p>第57条～第59条（変更なし）</p> <p style="text-align: center;">第2節 初期活動</p> <p>（通報）</p> <p>第60条 原子炉施設に異常が発生したこと又は発生のおそれがあることを発見した者は、直ちに施設管理課長に通報する。</p> <p>2 施設管理課長は、次の各号の場合、直ちに所長、保安主任者、各部長、施設保安課長、安全管理課長及び設備保全課長に通報する。</p> <p>(1) 原子炉施設に異常が発生し、その状況が非常事態である場合又は非常事態に発展するお</p>	分類	項目	時間	緊急作業についての教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）	3時間以上	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上	緊急作業についての訓練	緊急作業の方法	3時間以上	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*1*2	3時間以上	<p>・略称を追記する。</p> <p>・表現の見直し</p>
分類	項目	時間																										
緊急作業についての教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）	3時間以上																										
	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上																										
緊急作業についての訓練	緊急作業の方法	3時間以上																										
	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*1*2	3時間以上																										
分類	項目	時間																										
緊急作業についての教育	緊急作業の方法に関する知識（放射線測定の方法、身体等の汚染の状態の検査、保護具の性能及び使用方法等）	3時間以上																										
	電離放射線の生体に与える影響、健康管理の方法及び被ばく線量の管理の方法に関する知識	1時間以上																										
緊急作業についての訓練	緊急作業の方法	3時間以上																										
	緊急作業で使用する施設及び設備の取扱い*1*2	3時間以上																										

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前	改正後	備 考
<p>れがあると判断した場合                      (2) 放射性物質の原子炉施設外への漏えいがある場合又はそのおそれがあると判断した場合</p> <p>第61条～第62条 (省略)</p> <p>第3節 (省略)</p> <p>第4節 原子力災害発生時の措置</p> <p>(原子力災害発生時の措置)</p> <p>第66条 <u>原子力災害対策特別措置法</u>に基づく措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する。</p>	<p>れがあると判断した場合                      (2) 放射性物質の原子炉施設外への漏えいがある場合又はそのおそれがあると判断した場合</p> <p>第61条～第62条 (変更なし)</p> <p>第3節 (変更なし)</p> <p>第4節 原子力災害発生時の措置</p> <p>(原子力災害発生時の措置)</p> <p>第66条 <u>原災法</u>に基づく措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する。</p>	<p>・略称に変更する。</p>

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前						改正後						備考
用途	設備(建屋)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	点検計画		用途	設備(建屋)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	点検計画		備考
				機能維持の方法	頻度					機能維持の方法	頻度	
放出管理用	放射線監視設備 (別表4に含まれる)	分析用放射線測定装置	測定機能 放射線監視機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	放出管理用	放射線監視設備 (別表4に含まれる)	測定機能 放射線監視機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物の汚染の除去工事が完了まで	
放射線管理用	放射線監視設備 (別表4に含まれる)	携帯用及び半固定放射線検出器	測定機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	放射線管理用	放射線監視設備 (別表4に含まれる)	測定機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	管理区域の解除完了まで	
放射線管理用	放射線監視車 (無線装置付) (別表4に含まれる)	—	監視機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	放射線管理用	放射線監視車 (無線装置付) (別表4に含まれる)	監視機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	使用済燃料の施設外への搬出完了まで	
環境監視用	放射線監視設備	分析用放射線測定装置	測定機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	環境監視用	放射線監視設備	測定機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物の汚染の除去工事が完了まで	
廃棄物管理用	—	携帯用及び半固定放射線検出器	測定機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	廃棄物管理用	—	測定機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	管理区域の解除完了まで	
廃棄物管理用	—	—	測定機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	廃棄物管理用	—	測定機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	放射線濃度確認対象物の放射線濃度の確認完了まで	

  

改正前						改正後						備考
用途	設備(建屋)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	点検計画		用途	設備(建屋)名称	維持すべき仕様・性能	要求される機能	点検計画		備考
				機能維持の方法	頻度					機能維持の方法	頻度	
放出管理用	放射線監視設備 (別表4に含まれる)	分析用放射線測定装置	測定機能 放射線監視機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	放出管理用	放射線監視設備 (別表4に含まれる)	測定機能 放射線監視機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物の汚染の除去工事が完了まで	
放射線管理用	放射線監視設備 (別表4に含まれる)	携帯用及び半固定放射線検出器	測定機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	放射線管理用	放射線監視設備 (別表4に含まれる)	測定機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	管理区域の解除完了まで	
放射線管理用	放射線監視車 (無線装置付) (別表4に含まれる)	—	監視機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	放射線管理用	放射線監視車 (無線装置付) (別表4に含まれる)	監視機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	使用済燃料の施設外への搬出完了まで	
環境監視用	放射線監視設備	分析用放射線測定装置	測定機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	環境監視用	放射線監視設備	測定機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物の汚染の除去工事が完了まで	
廃棄物管理用	—	携帯用及び半固定放射線検出器	測定機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	廃棄物管理用	—	測定機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	管理区域の解除完了まで	
廃棄物管理用	—	—	測定機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	廃棄物管理用	—	測定機能	点検・校正により機能を維持する	1年に1回	放射線濃度確認対象物の放射線濃度の確認完了まで	

・熱ルミネセンス線量計測定装置の生産終了に伴い代替品へ更新する。

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備 考
別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設（1/11）～別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設（5/11）（省略）	別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設（1/11）～別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設（5/11）（変更なし）	

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。





国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 新型転換炉原型炉施設原子炉施設保安規定 改正前後比較表

改正前	改正後	備 考
別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設(8/11)～別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設(9/11)(省略)	別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設(8/11)～別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設(9/11)(変更なし)	

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

改正前					改正後					備考								
別表第4 廃止措置計画に基づく性能維持施設(10/11)																		
施設区分	設備等の区分	設備(種類)名称	設備、維持台数、位置、構造等	要求される機能	性能	点検計画*1		維持すべき期間*2										
						機能維持の方法	頻度											
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	蓄電池	所内用 蓄電池一式 ・基数:2基 ・位置:原子炉補助建屋内(不燃密封形) ・種類:鉛酸鉛蓄電池(10時間率) ・電圧:115V	電源供給機能	・放電電源喪失時、蓄電池側に正常に切り替わること	通常時、停電時の充電状態の確認により機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物の汚染の除去工事を完了まで										
											非常用照明設備	照明機能	・蓄電池が正常な場合に非常用照明が点灯できる状態であること	通常状態の確認により機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事着手まで		
	発電所補助系設備	消火設備	消火設備	自動火災報知設備 ・基数:1式 ・位置:建屋全室 水消火設備 ・基数:一式 ・位置:建屋全室 泡消火設備 ・基数:一式 ・位置:建屋全室 不活性ガス消火設備 (乾燥ガス消火設備) ・基数:一式 ・位置:建屋全室 可燃式消火器 ・基数:一式 ・位置:建屋全室 空気圧縮機 ・基数:タービン建屋内 ・位置:11.5m <sup>2</sup> /min 蒸気放出プール ・基数:一式 ・位置:原子炉建屋内 使用済燃料貯蔵プール ・基数:一式 ・位置:燃料貯蔵プール建屋内 クレーン設備 ・基数:一式	初期消火機能	・早期の消火を行えること	消防火災による機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事着手まで									
					圧縮空気供給機能	・設備の運転に異常がない状態であること	系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	換気設備解体除去工事着手まで									
主要な施設	固体廃棄物の保管設備	蒸気放出プール	蒸気放出プール	運へい機能	・放射性廃棄物が運えいし難い、構造があること	外観点検により機能を維持する	1年に1回	放射性固体廃棄物の蒸気放出プールからの搬出完了まで										
				運へい機能	・放射性廃棄物が運えいし難い、構造があること	外観点検により機能を維持する	1年に1回	放射性固体廃棄物の使用済燃料貯蔵プールからの搬出完了まで										
				吊上げ・運搬機能	・設備の運転状態に異常がないこと ・停止機能、ブレーキが正常に動作すること	労働安全衛生法に基づき点検により機能を維持すること	1年に1回	各建屋及び構築物の汚染の除去工事を完了まで										
				圧縮空気供給機能	・設備の運転に異常がない状態であること	系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	換気設備解体除去工事着手まで										
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	蓄電池	所内用 蓄電池一式 ・基数:2基 ・位置:原子炉補助建屋内(不燃密封形) ・種類:鉛酸鉛蓄電池(10時間率) ・電圧:115V	電源供給機能	・放電電源喪失時、蓄電池側に正常に切り替わること	通常時、停電時の充電状態の確認により機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物の汚染の除去工事を完了まで										
											非常用照明設備	照明機能	・蓄電池が喪失した場合に非常用照明が点灯できる状態であること	通常状態の確認により機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事着手まで		
											発電所補助系設備	消火設備	消火設備	検出機能	・早期の消火を行えること	消防火災による機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事着手まで
														初期消火機能	・早期の消火を行えること	消防火災による機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事着手まで
主要な施設	固体廃棄物の保管設備	蒸気放出プール	蒸気放出プール	運へい機能	・放射性廃棄物が運えいし難い、構造があること	外観点検により機能を維持する	1年に1回	放射性固体廃棄物の蒸気放出プールからの搬出完了まで										
				運へい機能	・放射性廃棄物が運えいし難い、構造があること	外観点検により機能を維持する	1年に1回	放射性固体廃棄物の使用済燃料貯蔵プールからの搬出完了まで										
				吊上げ・運搬機能	・設備の運転状態に異常がないこと ・停止機能、ブレーキが正常に動作すること	労働安全衛生法に基づき点検により機能を維持すること	1年に1回	各建屋及び構築物の汚染の除去工事を完了まで										
				圧縮空気供給機能	・設備の運転に異常がない状態であること	系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	換気設備解体除去工事着手まで										
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	蓄電池	所内用 蓄電池一式 ・基数:2基 ・位置:原子炉補助建屋内(不燃密封形) ・種類:鉛酸鉛蓄電池(10時間率) ・電圧:115V	電源供給機能	・放電電源喪失時、蓄電池側に正常に切り替わること	通常時、停電時の充電状態の確認により機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物の汚染の除去工事を完了まで										
											非常用照明設備	照明機能	・蓄電池が喪失した場合に非常用照明が点灯できる状態であること	通常状態の確認により機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事着手まで		
											発電所補助系設備	消火設備	消火設備	検出機能	・早期の消火を行えること	消防火災による機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事着手まで
														初期消火機能	・早期の消火を行えること	消防火災による機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事着手まで
主要な施設	固体廃棄物の保管設備	蒸気放出プール	蒸気放出プール	運へい機能	・放射性廃棄物が運えいし難い、構造があること	外観点検により機能を維持する	1年に1回	放射性固体廃棄物の蒸気放出プールからの搬出完了まで										
				運へい機能	・放射性廃棄物が運えいし難い、構造があること	外観点検により機能を維持する	1年に1回	放射性固体廃棄物の使用済燃料貯蔵プールからの搬出完了まで										
				吊上げ・運搬機能	・設備の運転状態に異常がないこと ・停止機能、ブレーキが正常に動作すること	労働安全衛生法に基づき点検により機能を維持すること	1年に1回	各建屋及び構築物の汚染の除去工事を完了まで										
				圧縮空気供給機能	・設備の運転に異常がない状態であること	系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	換気設備解体除去工事着手まで										
その他原子炉の附属施設	非常用電源設備	蓄電池	所内用 蓄電池一式 ・基数:2基 ・位置:原子炉補助建屋内(不燃密封形) ・種類:鉛酸鉛蓄電池(10時間率) ・電圧:115V	電源供給機能	・放電電源喪失時、蓄電池側に正常に切り替わること	通常時、停電時の充電状態の確認により機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物の汚染の除去工事を完了まで										
											非常用照明設備	照明機能	・蓄電池が喪失した場合に非常用照明が点灯できる状態であること	通常状態の確認により機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事着手まで		
											発電所補助系設備	消火設備	消火設備	検出機能	・早期の消火を行えること	消防火災による機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事着手まで
														初期消火機能	・早期の消火を行えること	消防火災による機能を維持する	1年に1回	各建屋及び構築物解体工事着手まで
主要な施設	固体廃棄物の保管設備	蒸気放出プール	蒸気放出プール	運へい機能	・放射性廃棄物が運えいし難い、構造があること	外観点検により機能を維持する	1年に1回	放射性固体廃棄物の蒸気放出プールからの搬出完了まで										
				運へい機能	・放射性廃棄物が運えいし難い、構造があること	外観点検により機能を維持する	1年に1回	放射性固体廃棄物の使用済燃料貯蔵プールからの搬出完了まで										
				吊上げ・運搬機能	・設備の運転状態に異常がないこと ・停止機能、ブレーキが正常に動作すること	労働安全衛生法に基づき点検により機能を維持すること	1年に1回	各建屋及び構築物の汚染の除去工事を完了まで										
				圧縮空気供給機能	・設備の運転に異常がない状態であること	系統の運転状態の確認により機能を維持する	1年に1回	換気設備解体除去工事着手まで										

注) 改正後欄の下線及び点線の囲いは、変更事項に含まれない。

